

消 防 危 第 98 号  
令和元年 8 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

### 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 34 号）、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和元年総務省、経済産業省、国土交通省令第 2 号）、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和元年総務省、経済産業省、国土交通省告示第 2 号）及び製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和元年総務省告示第 150 号）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

### 記

第一 屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する事項（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危規則」という。）第 20 条の 9 及び第 22 条の 4、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和 47 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第 2 号）第 55 条第 4 項及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 48 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第 1 号）第 68 条の 12 第 4 項関係）

屋外タンク貯蔵所に係る補修工事のうち、以下の要件をすべて満たすことを確認できたものについては水張試験に係る規定を適用しないこととされたこと。

- (1) 有害な変形がないタンクの底部に係るものであること。
- (2) ぜい性破壊を起こすおそれのない溶接部に係るものであること。
- (3) タンク本体の変形に対する影響が軽微なものであること
- (4) 補修箇所について漏れがないものであること

## 第二 水素スタンドを併設する給油取扱所の技術基準の見直しに関する事項

### 1 停車スペースの共有化に関する事項（危規則第 27 条の 5 第 7 項関係）

水素充填のための停車スペースと給油のための停車スペースについて、ガソリンの流入防止対策等の安全対策を講じることにより、共有化することができるよう技術上の基準の整備を行ったこと。

### 2 液化水素昇圧型ポンプの設置に関する事項（危規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号及び同条第 6 項関係）

液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドについて、自動車等の衝突防止措置等の安全対策を講じることにより、給油取扱所に併設することができるよう技術上の基準の整備を行ったこと。

## 第三 地下貯蔵タンク等の定期点検期間の弾力化に関する事項（危規則第 62 条の 5 の 2、第 62 条の 5 の 3 及び第 62 条の 5 の 4 関係）

地下貯蔵タンク等の漏れの点検時期について、完成検査済証の交付日又は直近の点検日から起算して、タンクの区分ごとに定める期間を超えない日までとされているところ、タンクの区分ごとに定める期間を経過する日の属する月の末日までとなるよう所要の規定の整備を行ったこと。

## 第四 危険物施設の泡消火設備に係る合成樹脂管の使用に関する事項（製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 559 号）第 19 条関係）

危険物施設の泡消火設備の配管について、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 12 条第 1 項第 6 号ニ（ロ）及び同号ホ（ロ）等に定める技術上の基準に適合し、火災の熱等の影響を受けないよう設置されている場合は、合成樹脂製のものをを用いることができるよう技術上の基準の整備を行ったこと。

## 第五 施行期日に関する事項（改正省令及び告示附則関係）

改正省令及び告示は、公布の日から施行すること。

(連絡先)  
消防庁危険物保安室  
担当：勝本課長補佐、辰川事務官  
TEL：03-5253-7524  
FAX：03-5253-7534